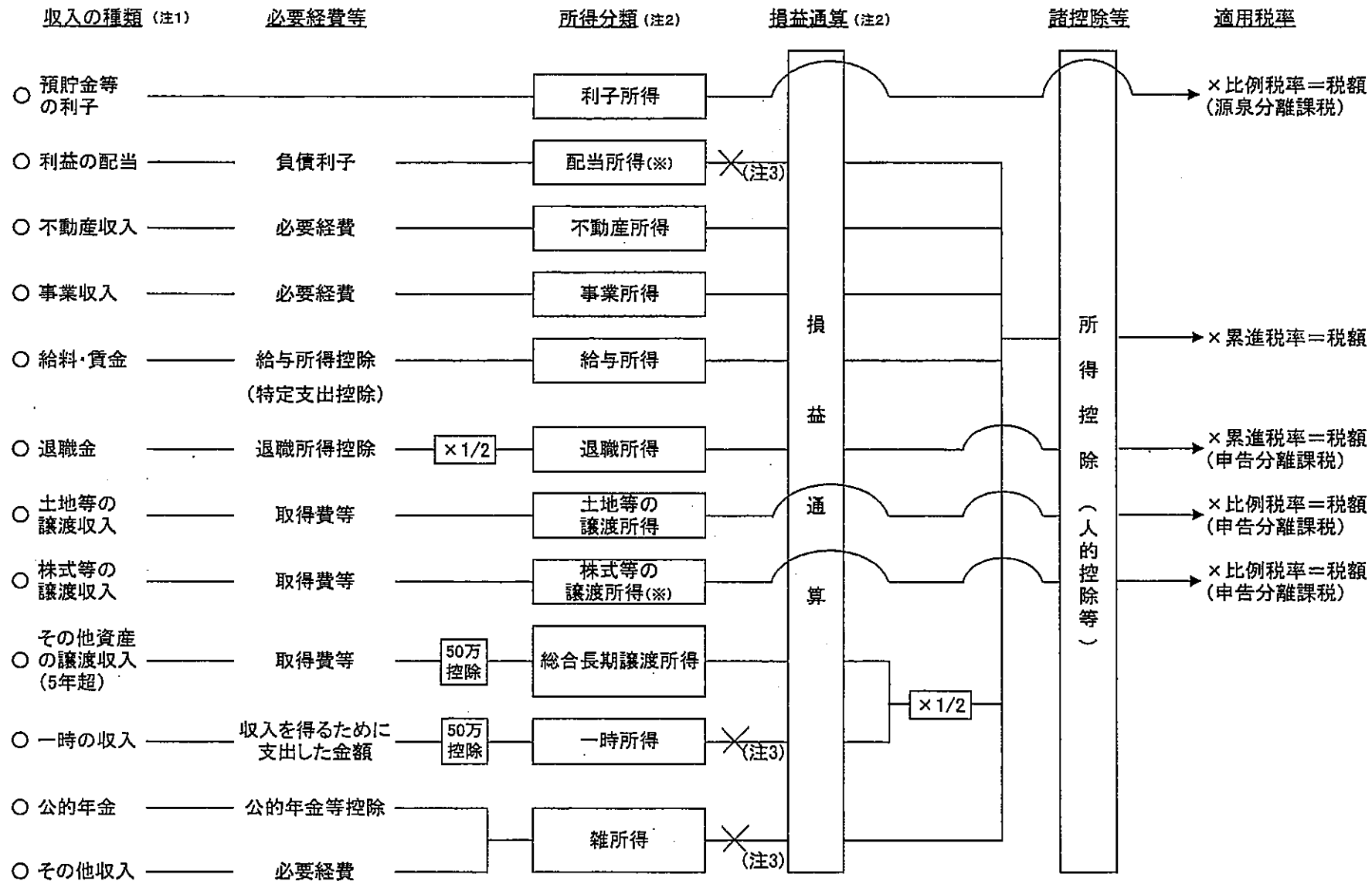


日本の所得税計算の仕組み(イメージ)

未定稿



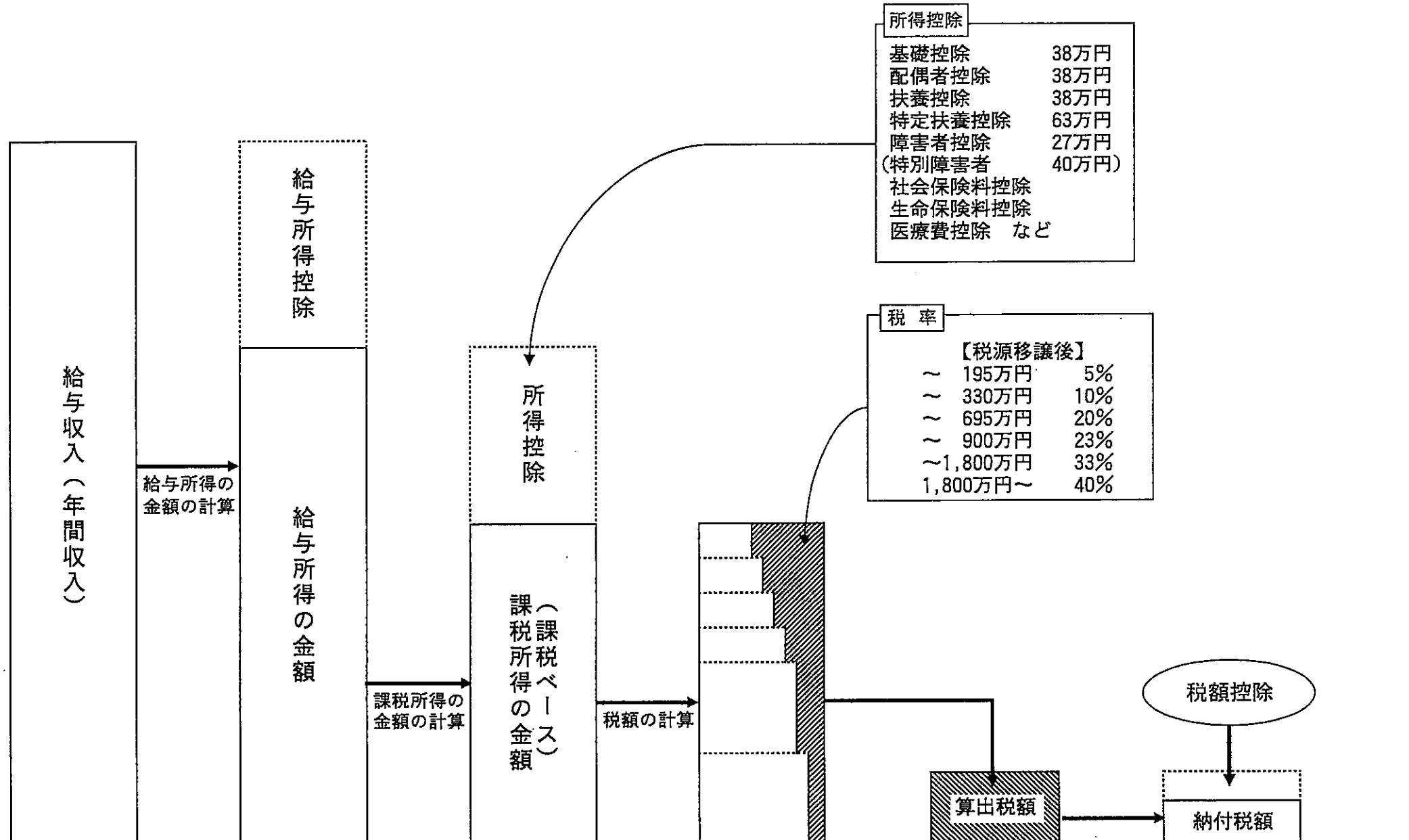
(注1) 主な収入を掲げており、この他に「山林所得」、「先物取引に係る雑所得等」などがある。また、各種所得の課税方法についても、上記の課税方法のほか、源泉分離課税や申告分離課税等が適用される場合がある。

(注2) 各種所得の金額及び課税所得の金額の計算上、一定の特別控除額等が適用される場合がある。

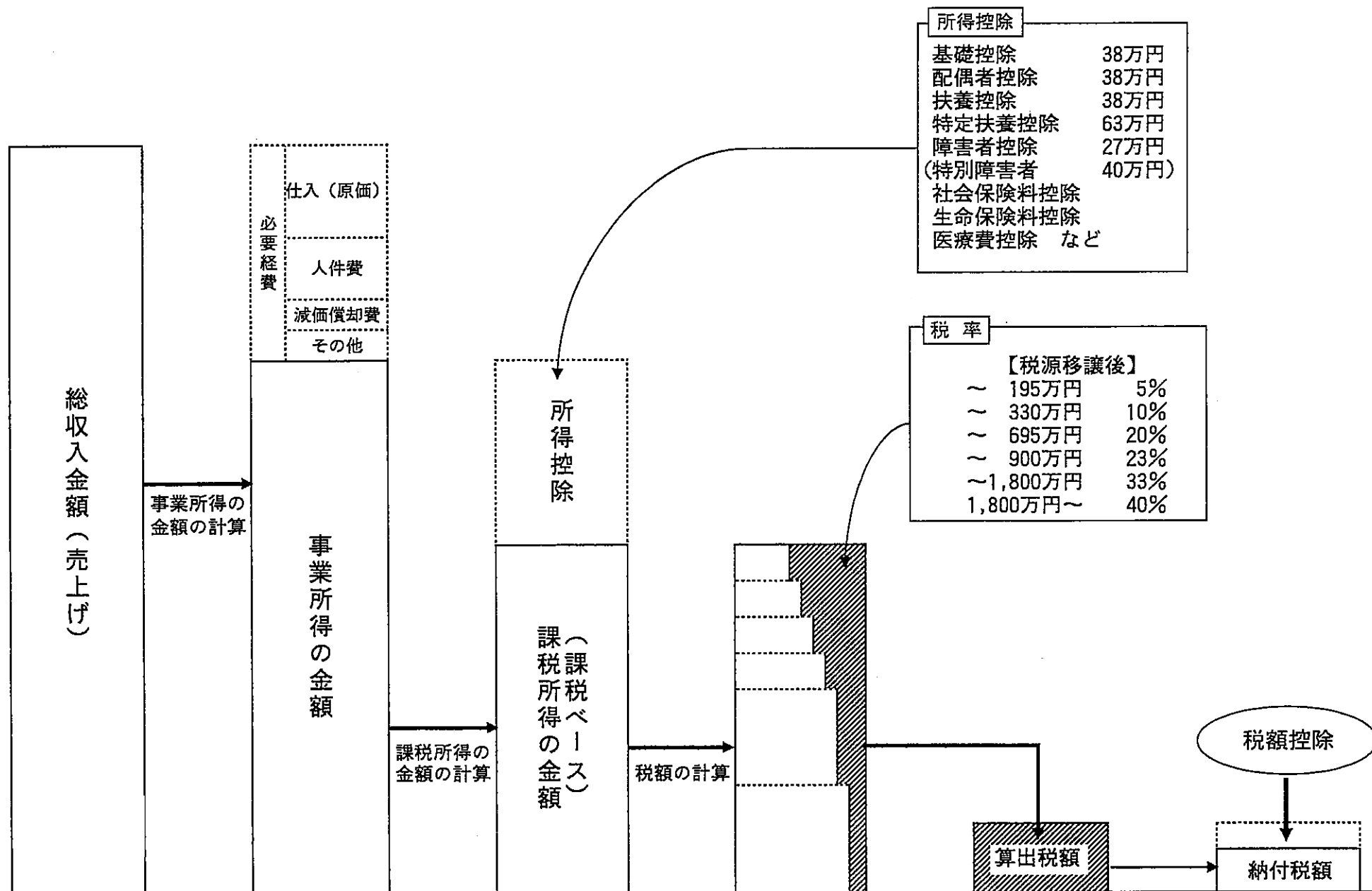
(注3) これらの所得に係る損失額は他の所得金額と通算することができない。

(※) 「配当所得」及び「株式等の譲渡所得」については、一定の要件の下、源泉徴収のみで納税を完了することができる(確定申告不要)。

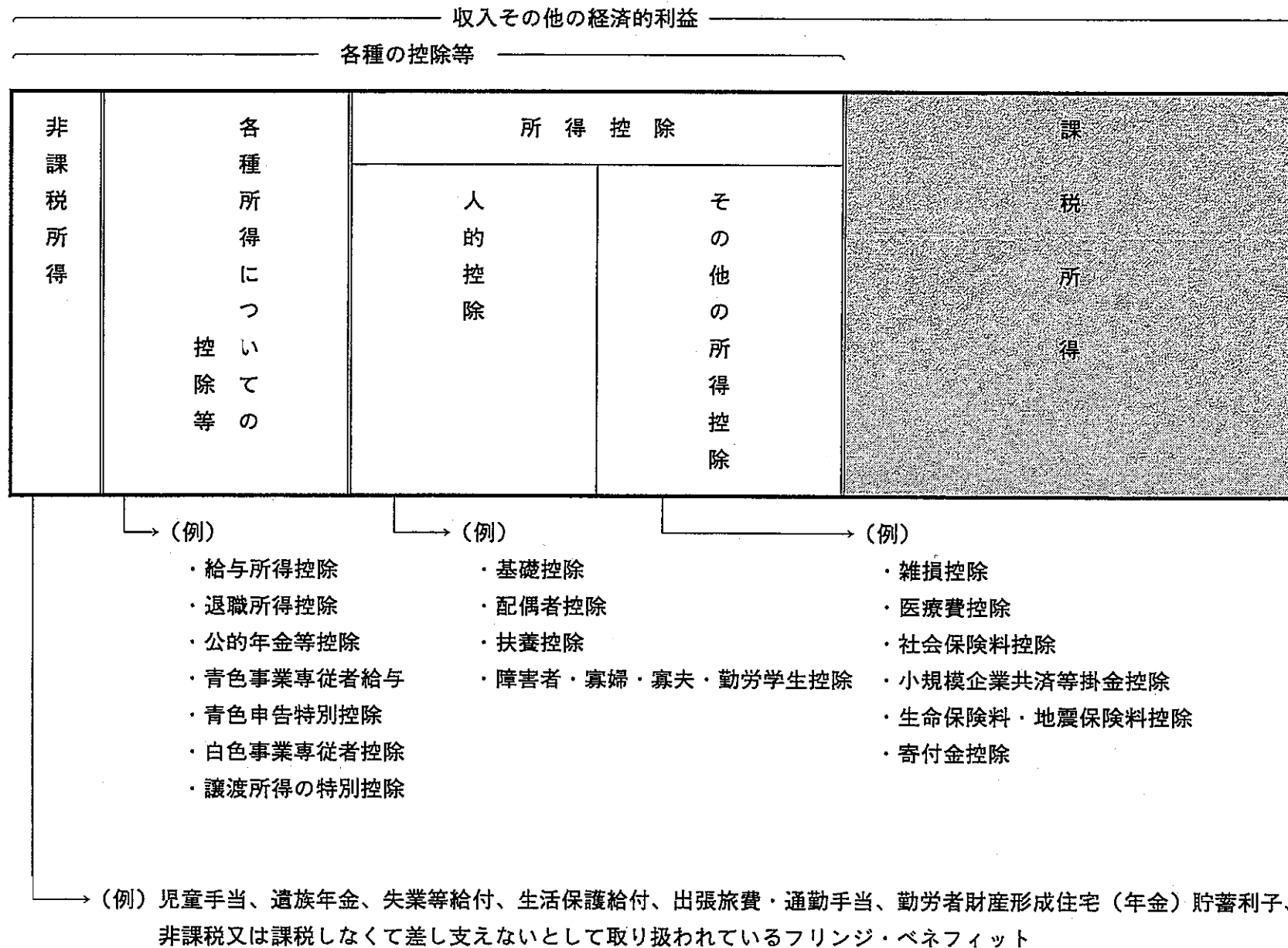
所得税額計算の仕組み ①（給与所得者の場合）



所得税額計算の仕組み ②（事業所得者の場合）



課税ベース（イメージ図）



給与所得者の課税ベース

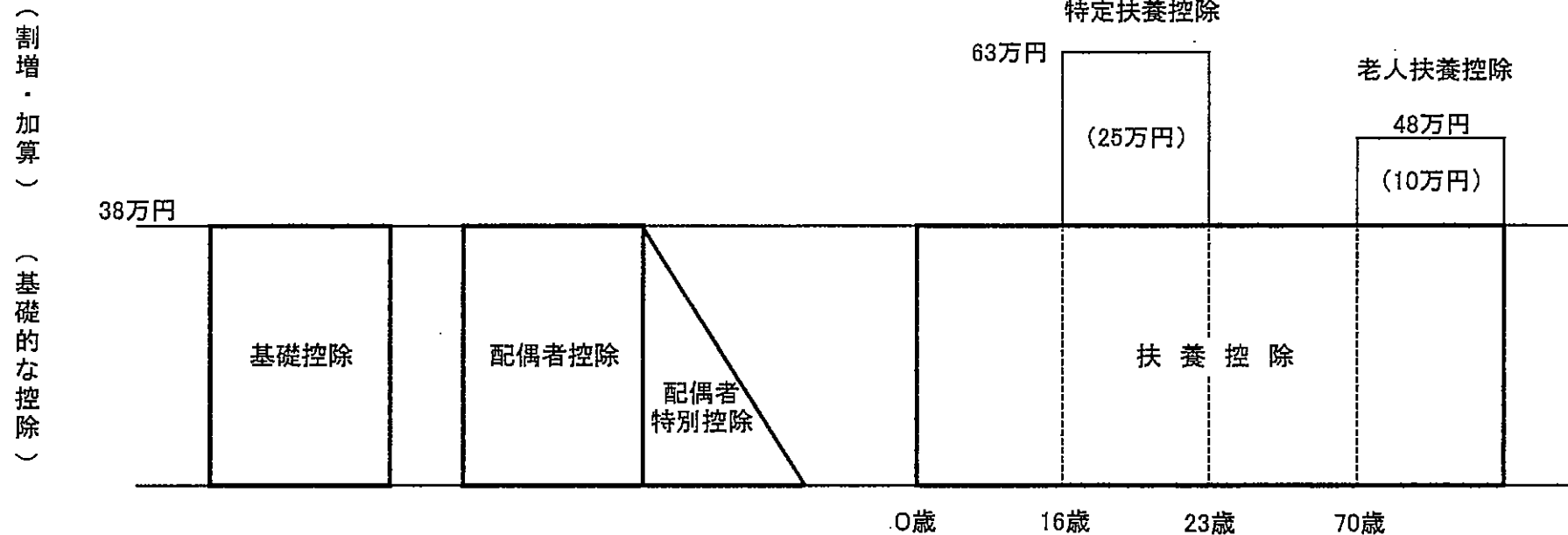
給与収入 500万円の場合								所得税 負担額 6.0万円
	給与所得控除 154万円	社会 保険料 控除 50万円	基礎 控除 38 万円	配偶者 控除 38 万円	扶養 控除 38 万円	特定扶養 控除 63万円	課税所得 119万円 (23.8%)	
700万円の場合	給与所得控除 190万円	社会 保険料 控除 70万円	基礎 控除 38 万円	配偶者 控除 38 万円	扶養 控除 38 万円	特定扶養 控除 63万円	課税所得 263万円 (37.6%)	16.6万円
1,000万円の場合								59.1万円
	給与所得控除 220万円	社会 保険料 控除 94万円	基礎 控除 38 万円	配偶者 控除 38 万円	扶養 控除 38 万円	特定扶養 控除 63万円	課税所得 509万円 (50.9%)	
2,000万円の場合								321.3万円
	給与所得控除 270万円	社会 保険料 控除 114万円	基礎 控除 38 万円	配偶者 控除 38 万円	扶養 控除 38 万円	特定扶養 控除 63万円	課税所得 1,439万円 (72.0%)	

(注) 1. 夫婦2人の給与所得者で、子のうち1人は特定扶養親族に該当するものとして計算している。
 2. 所得税負担額は税源移譲(平成19年から実施)後のものである。

人的控除の概要

			創 設 年 (所得税)	対 象 者	控 除 額		本人の所得要件
					所 得 税	個 人 住 民 税	
基 礎 的 な 人 的 控 除	基 礎 控 除		昭和22年 (1947年)	・本人	38万円	33万円	
	配 偶 者 控 除	控 除 対 象 配 偶 者	(昭和36年) (1961年)	・生計を一にする配偶者で、かつ、年間所得が38万円以下である者	38万円	33万円	
		老人控除対象配偶者	昭和52年 (1977年)	・年齢が70歳以上の控除対象配偶者	48万円	38万円	
		(同居特別障害者加算)	昭和57年 (1982年)	・上記の者が特別障害者で、かつ、同居している場合	+35万円	+23万円	
	扶 養 控 除	扶 養 親 族	昭和25年 (1950年)	・生計を一にする親族等で、かつ、年間所得が38万円以下である者	38万円	33万円	
		特 定 扶 養 親 族	平成元年 (1989年)	・年齢が16歳以上23歳未満の扶養親族	63万円	45万円	
		老 人 扶 養 親 族	昭和47年 (1972年)	・年齢が70歳以上の扶養親族	48万円	38万円	
		(同居特別障害者加算)	昭和57年 (1982年)	・上記の者が特別障害者で、かつ、同居している場合	+35万円	+23万円	
		(同居老親等加算)	昭和54年 (1979年)	・老人扶養親族が本人と同居している場合	+10万円	+7万円	
	特 別 な 人 的 控 除	障 害 者 控 除		昭和26年 (1950年)	・本人又はその控除対象配偶者若しくは扶養親族が障害者である場合	27万円	26万円
(特別障害者控除)		昭和43年 (1968年)	・上記の者が特別障害者である場合	40万円	30万円		
寡 婦 控 除		昭和26年 (1951年)	次の要件のいずれかに該当する者 ①夫と死別したもの ②夫と死別又は夫と離婚したもので、かつ、扶養親族を有する者	27万円	26万円	①の場合 年間所得500万円以下	
(特別寡婦加算)		平成元年 (1989年)	・寡婦で、扶養親族である子を有するもの	+8万円	+4万円	年間所得500万円以下	
寡 夫 控 除		昭和56年 (1981年)	・妻と死別又は離婚をして扶養親族である子を有する者	27万円	26万円	年間所得500万円以下	
勤 労 学 生 控 除		昭和26年 (1951年)	・本人が学校教育法に規定する学校の学生、生徒等	27万円	26万円	年間所得が65万円以下 かつ給与所得等以外が 10万円以下	

基礎的な人的控除について(所得税)



(参考) 配偶者控除の沿革

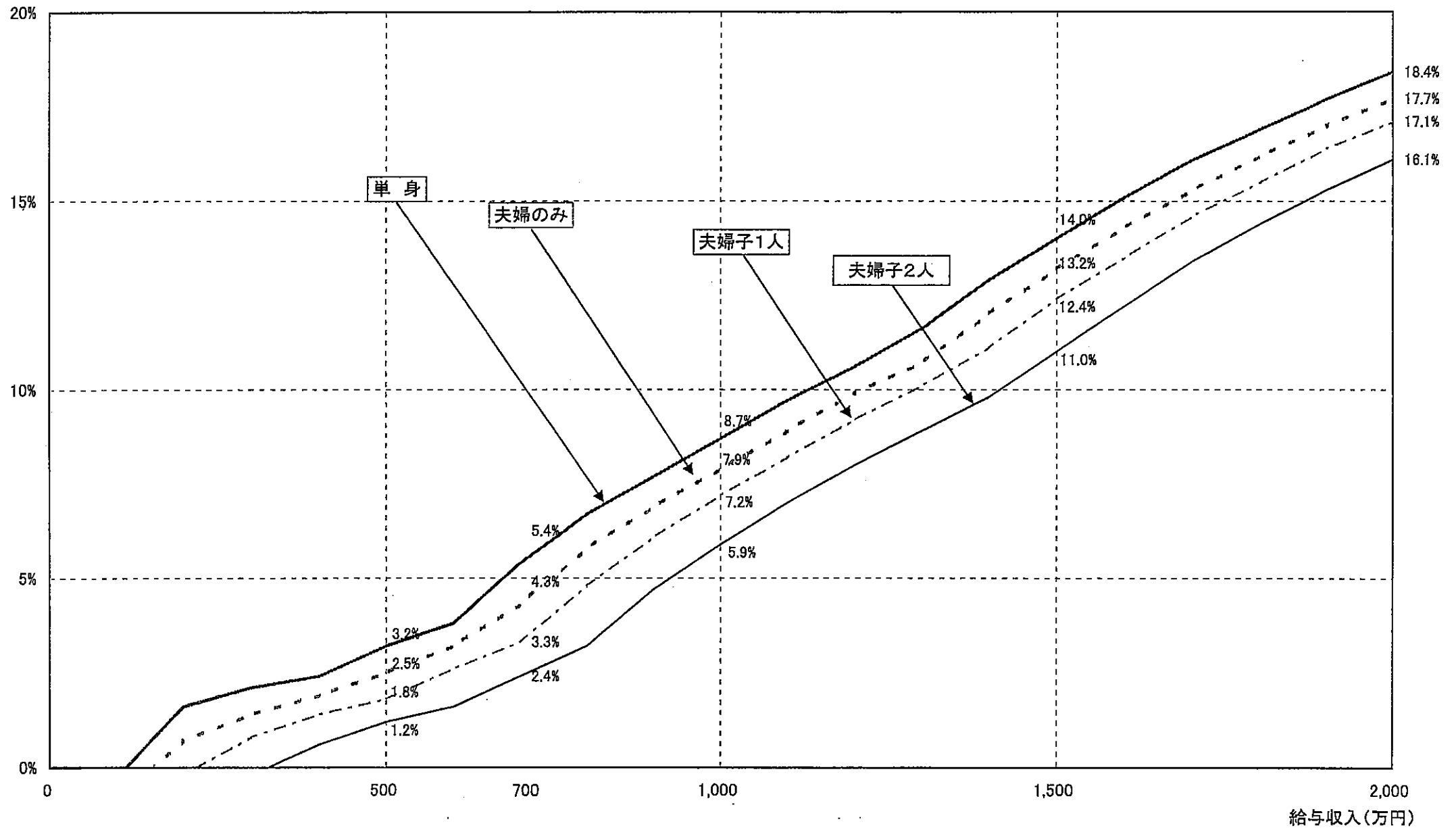
昭和25年 扶養控除(配偶者は扶養親族として適用)の創設

昭和36年 配偶者控除の創設

所得税の世帯類型別の実効税率(給与所得者)

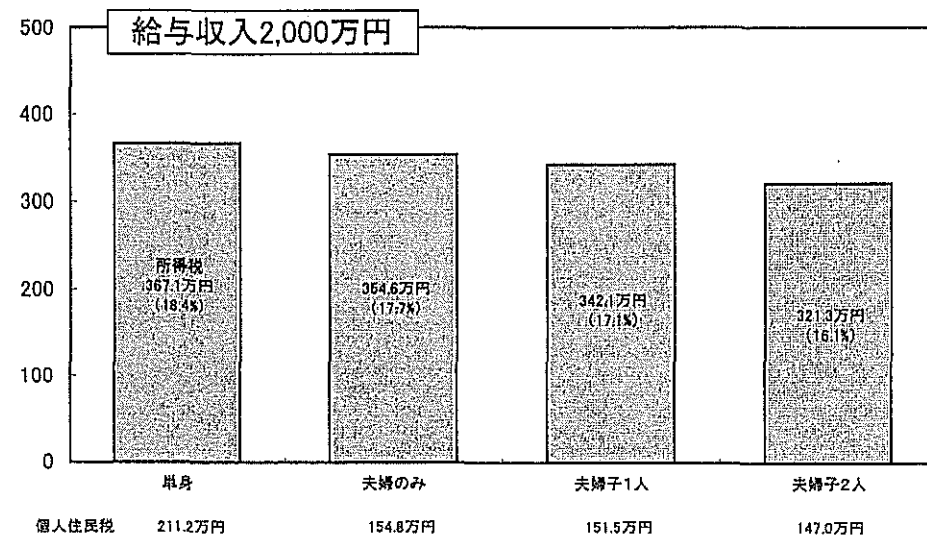
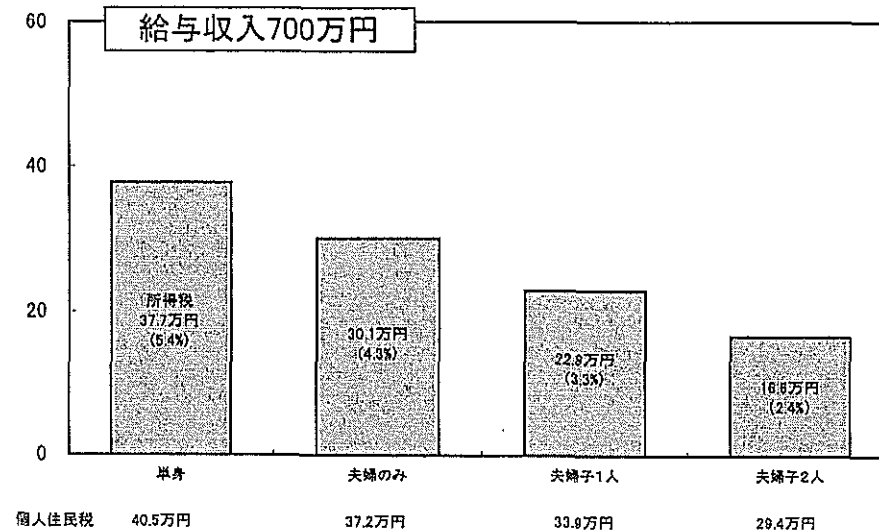
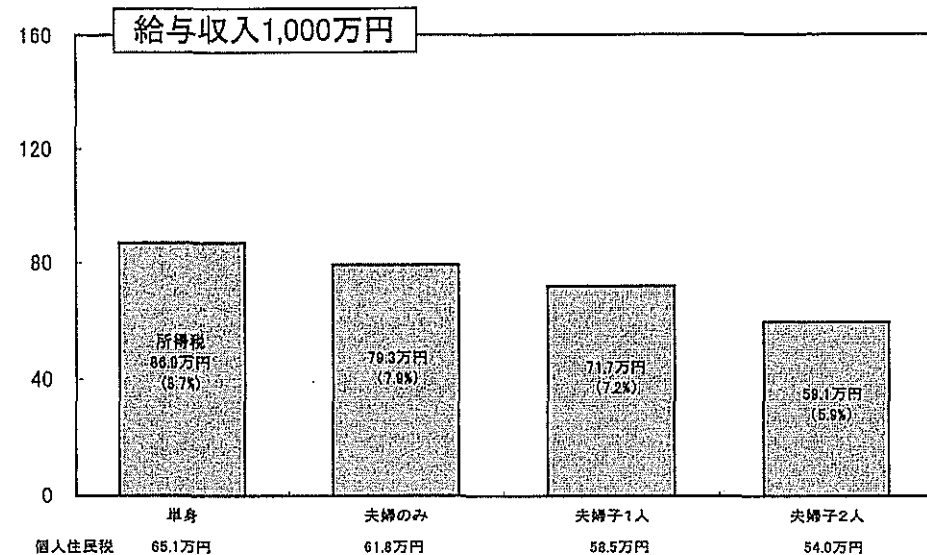
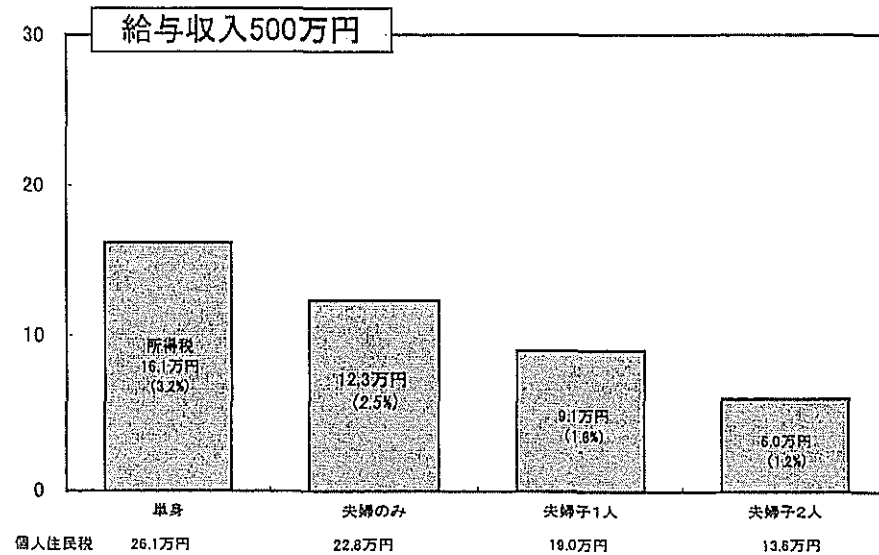
未定稿

(2006年1月現在)



- (注) 1. 一定の社会保険料控除が控除されるものとして計算している。
 2. 税源移譲(平成19年から実施)後の実効税率である。
 3. 夫婦子2人の場合、子のうち1人が特定扶養親族に該当するものとして計算している。
 4. 表中の数値は、給与収入 500万円、700万円、1,000万円、1,500万円及び2,000万円の場合の実効税率である。

所得税の世帯類型別の負担額及び実効税率



- (注) 1. 一定の社会保険料が控除されるものとして計算している。
 2. 税源移譲(平成19年(度)から実施)後の負担額及び実効税率である。
 3. 夫婦子2人の場合、子のうち1人が特定扶養親族に該当するものとして計算している。

税制における子育て支援のあり方

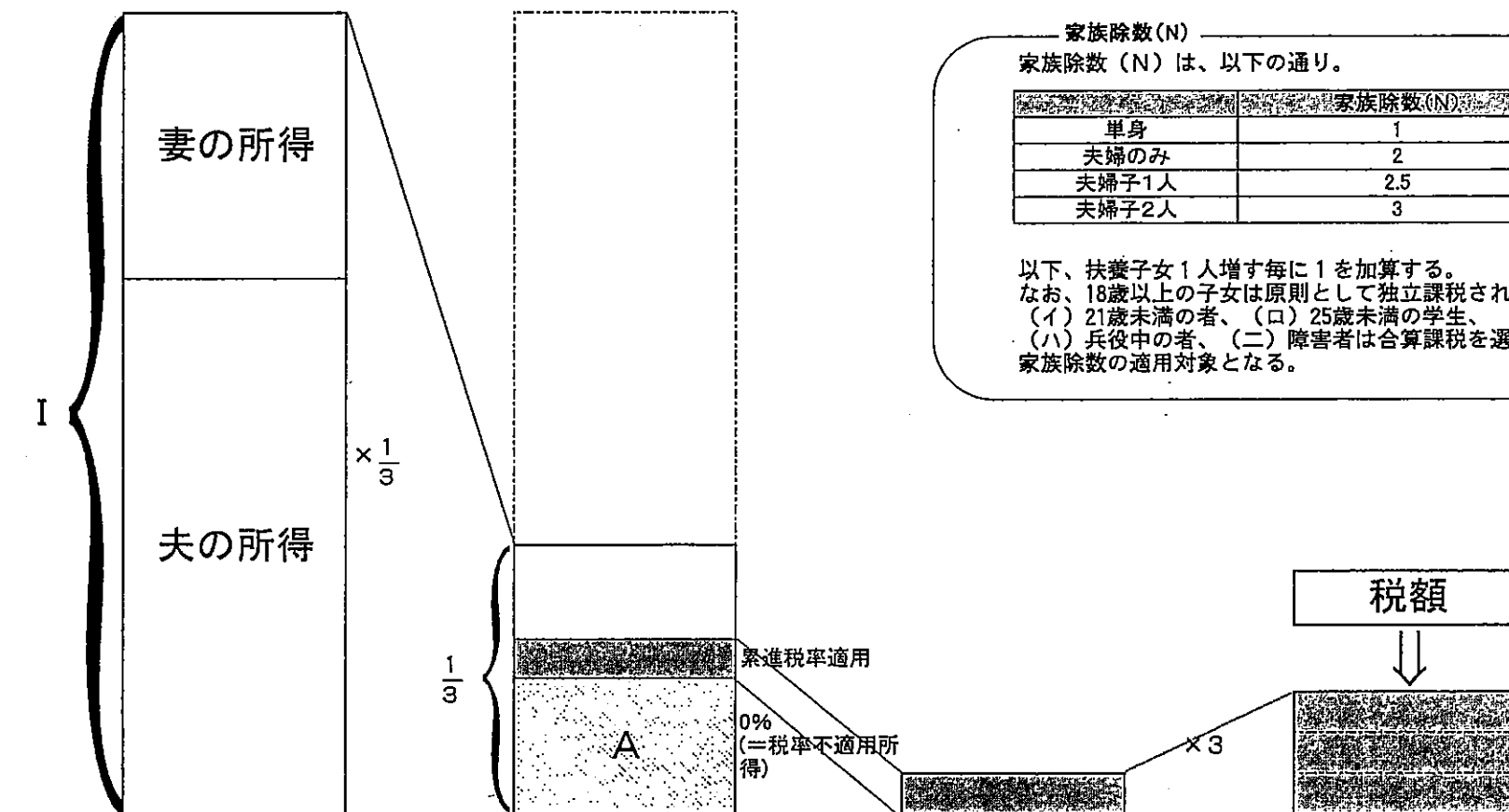
		考 え 方	現 行 制 度	留 意 点
税 制 予 算	所得 控除	扶養者の担税力の減殺に 配慮	子供1人につき38万円控除 〔 16歳以上23歳未満の子供 は63万円控除 〕	・所得水準によって負担軽減効果が異なる (高所得者ほど負担軽減効果が大きくなる)
	税額 控除	子育て世帯への財政支援	—	・基本的に負担軽減効果は同等 ・ただし、税額が税額控除額を下回る場合は、負担軽減効果は限定的 また、非納税者には負担軽減効果が及ばない
	(参考) 手当	子育て世帯への財政支援	児童手当 ・第1子・第2子 60,000円/年 ・第3子以上 120,000円/年 〔 小学校修了まで支給 所得制限あり 〕	・基本的には税額控除の負担軽減効果と同じ。ただし、上記のただし書にあるような税額の多寡による影響は受けない ・政府が広く給付を行うこととなるため、政府の規模が拡大する

フランスにおけるN分N乗方式に基づく税額の計算(イメージ)

(夫婦2人(N=3)の場合)

N分N乗方式の概要

フランスでは、「夫婦共有財産制」の下、所得税の課税単位は家族(foyer fiscal)である。
すなわち、家族の構成員(配偶者及び子女)の所得を合算したものを一定の家族除数(quotient familial)で除し、それに税率表(超過累進税率)を適用することによって家族除数1あたりの所得税額を算出した後、再び当該家族除数を乗ずることによって、税額を算出する。この所得税の計算方式をN分N乗方式という。



(注1) 子供の所得はなしと仮定。

(注2) 所得控除(必要経費概算控除、給与所得控除、社会保険料控除)、税額控除(低所得者控除)及び不徴収点は、比較便宜のため上図から割愛。

フランスにおける個人所得税の変遷

未定稿

1914年

個人所得税の導入

（「夫婦共有財産制」の下で、家族を単位とした世帯合算非分割方式）

- 共に所得のある男女が結婚すると、累進課税の結果、合算により適用税率が上昇し、1人当たりの税負担が高まる
- 子に所得がある場合も同様に合算により適用税率が上昇する結果、稼ぎ手の多い大家族ほど税負担が高まる傾向

1945年

N分N乗方式の導入

（「夫婦共有財産制」の下で、夫、妻を1、子女1人につき0.5で計算した家族除数(N)により、世帯合算所得を分割して税率を適用する方式に移行）

- 世帯合算非分割方式の不合理を是正
- 戦争で多くの国民が死んだことから人口の増加を図る必要

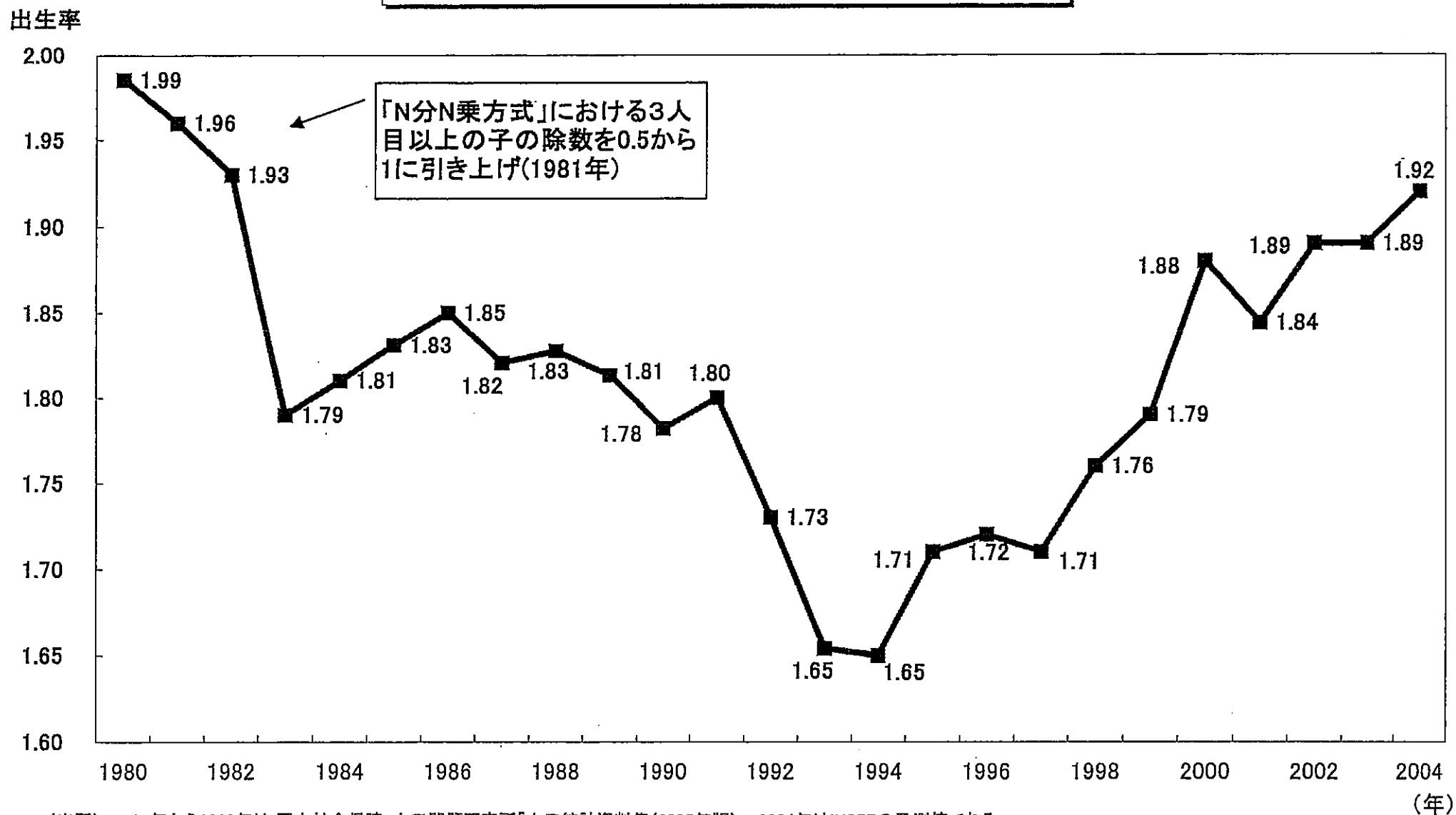
1981年

N分N乗方式の拡充

（3人目以降の子女の除数を0.5から1に変更）

- 拡充前は、子女の除数が0.5であり、子1人当たりの税負担の減少額が逡減していくため、人口政策として不十分であるとの批判があった。
- N分N乗方式については1981年以降拡充はなされていない。

フランスにおける出生率の推移(1980年以降)



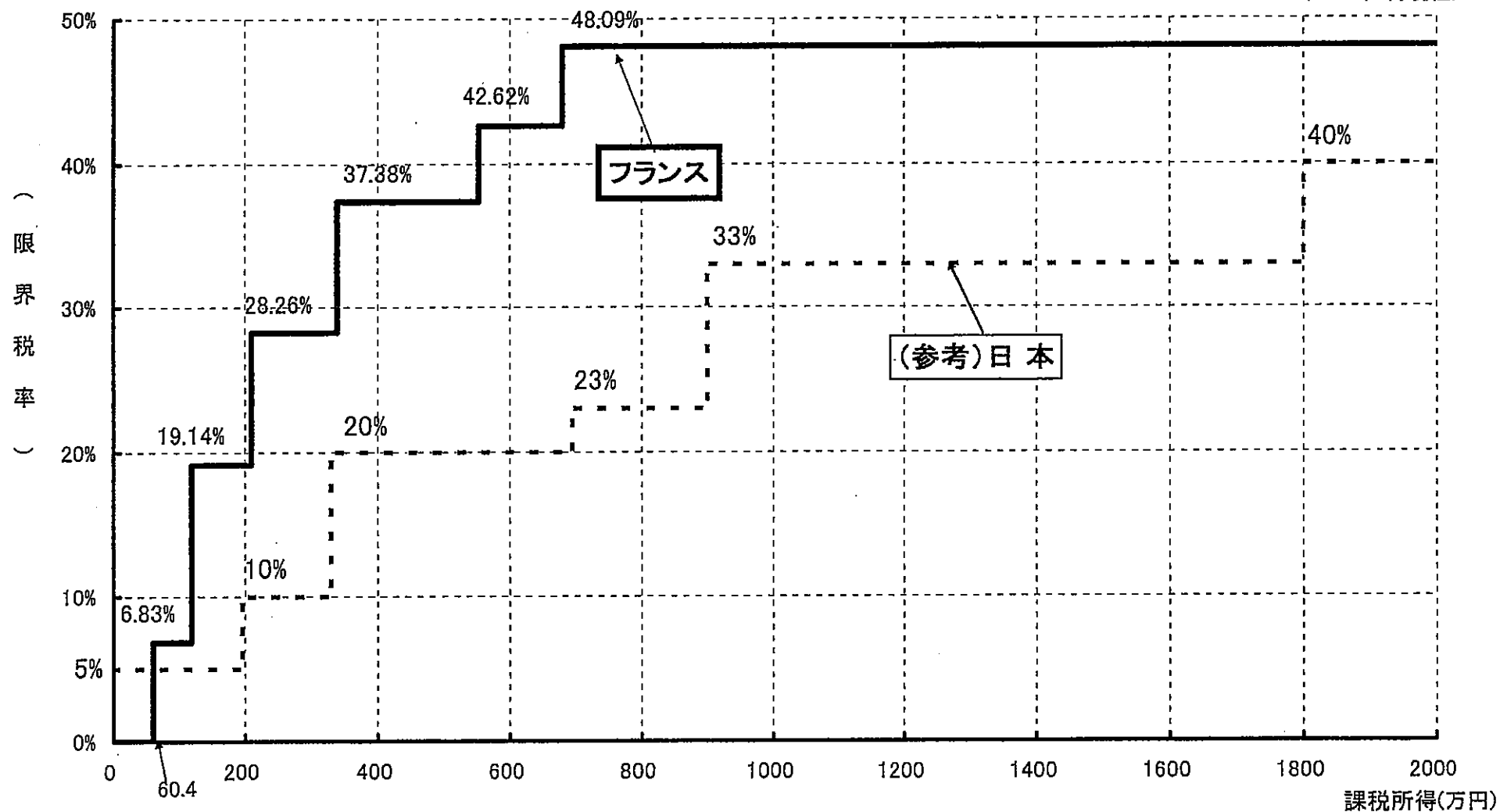
(出所) 1980年から2003年は 国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集(2005年版)」、2004年はINSEEの予測値である。

(参考) 合計特殊出生率:1.94(2005年速報値)、婚姻率(対人口1,000人):5.1(2001年)、婚外子の割合:46.4%(2004年)[1980年は11.4%]

フランスの所得税(国税)の税率構造(イメージ)

未定稿

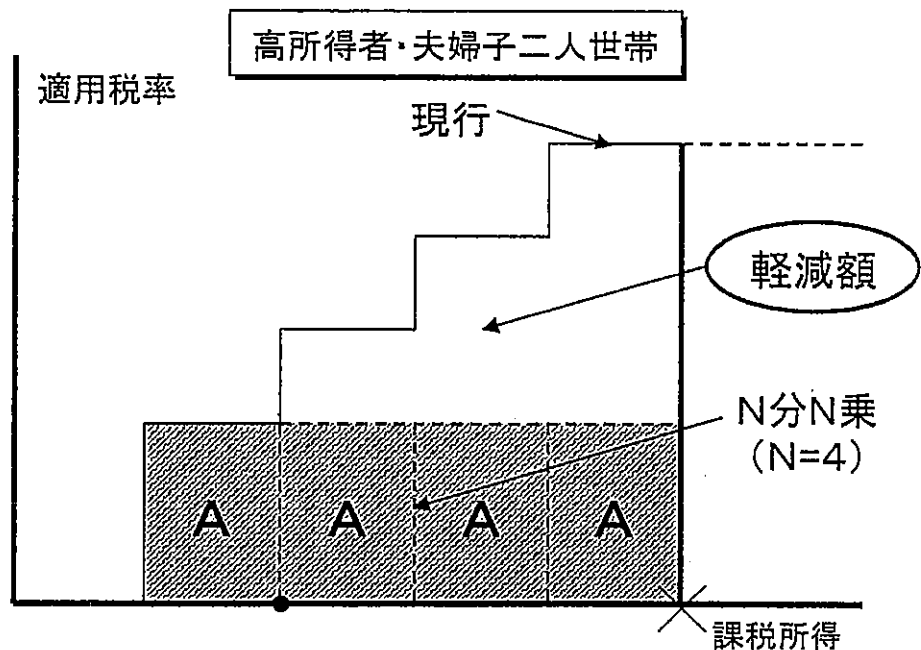
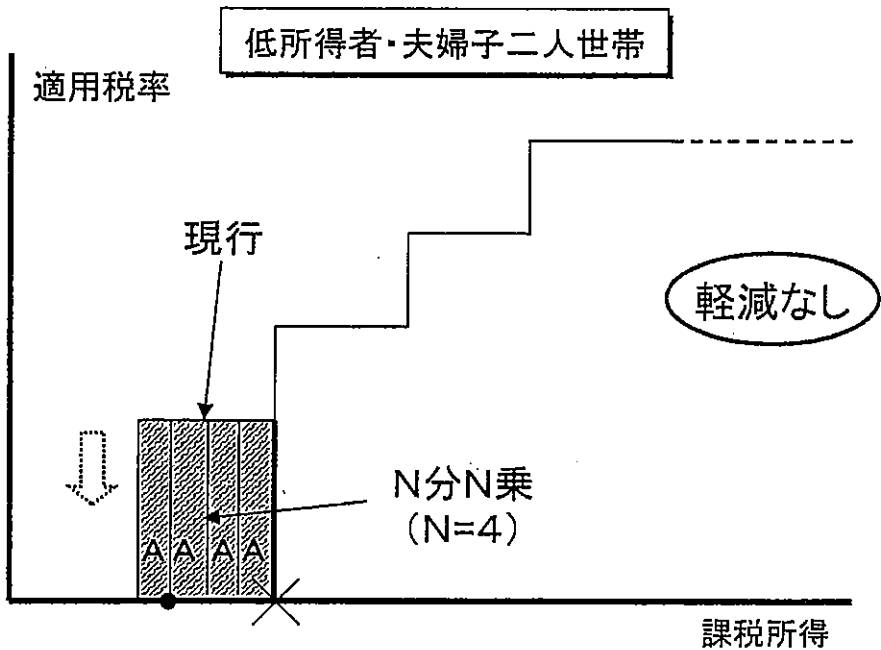
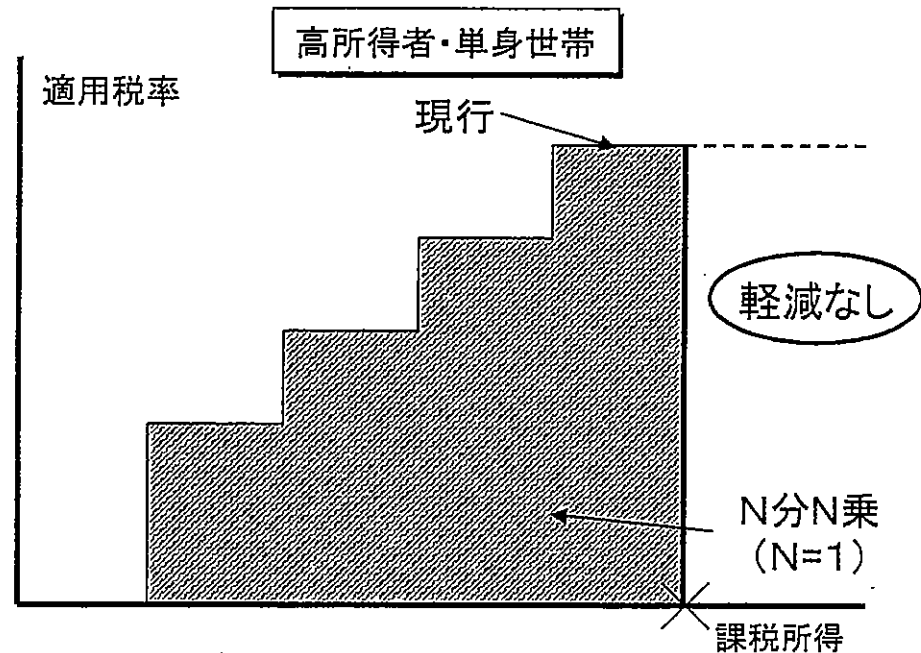
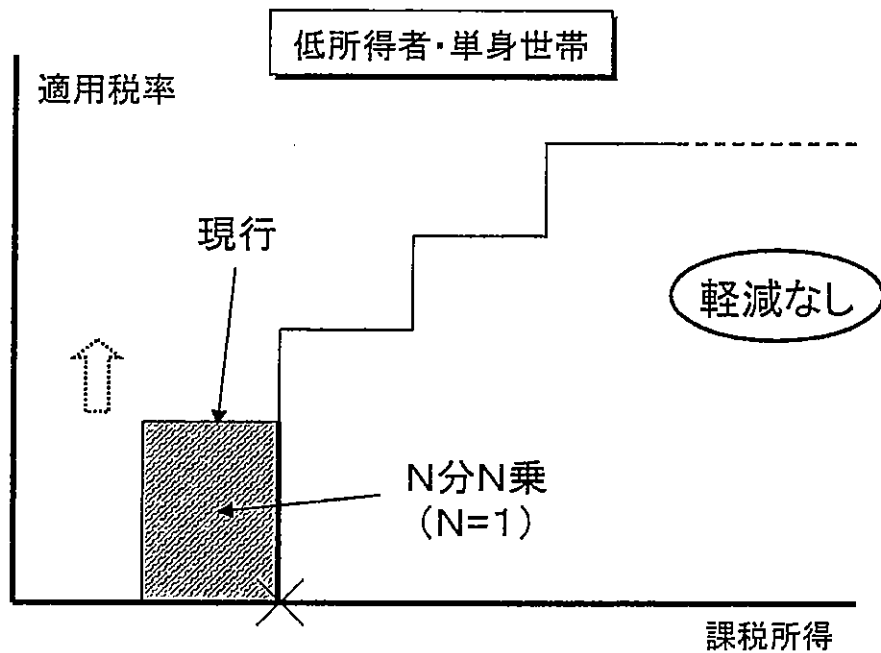
(2006年1月現在)



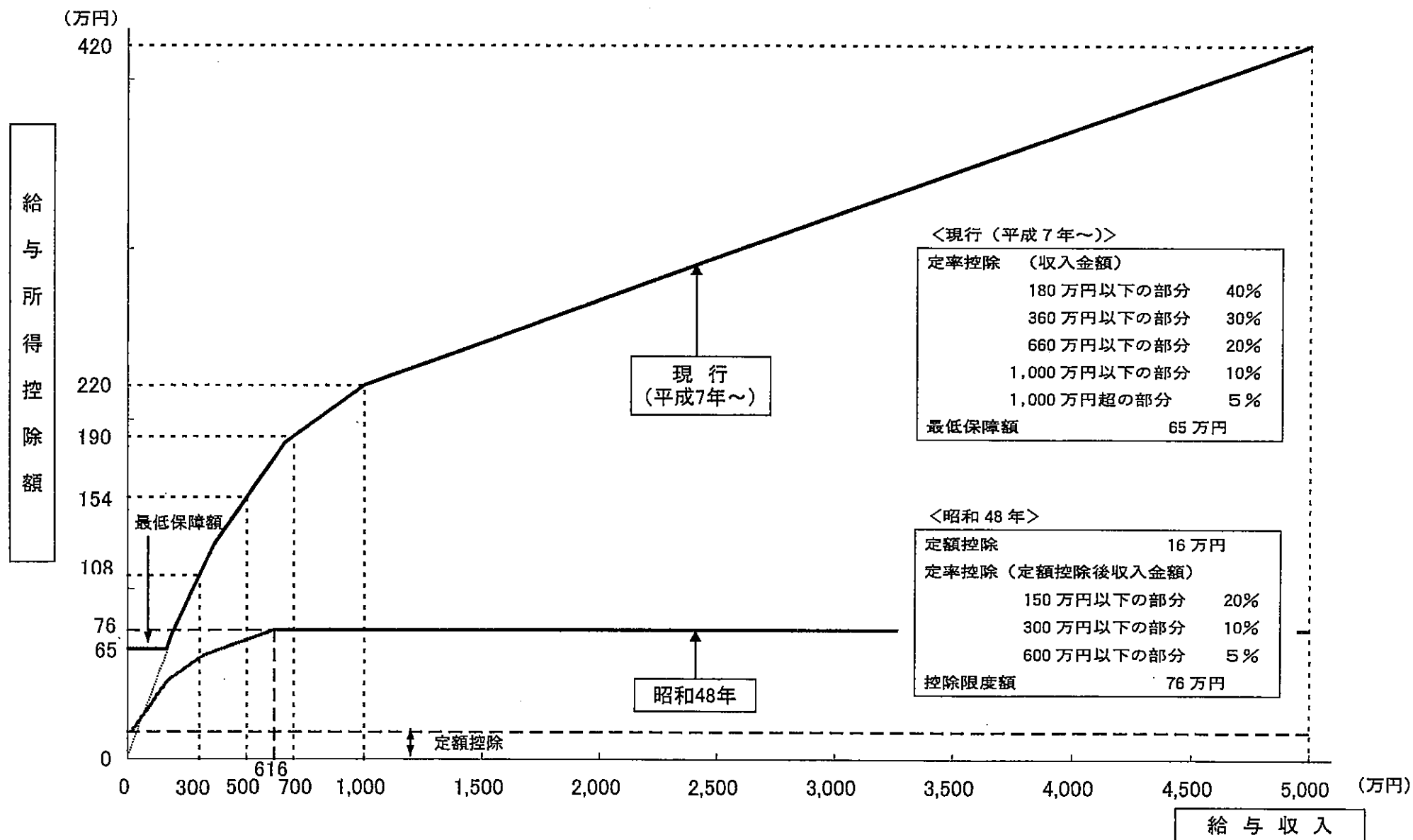
(注1)フランスは、所得税とは別途、収入に対して一般社会税(CSG)等が定率(現在、合計8%)で課されている。

(注2)邦貨換算レートは、1ユーロ=137円(裁定外国為替相場:平成17年(2005年)6月から11月までの間における実勢相場の平均値)。

所得税の税率構造とN分N乗方式の効果(イメージ)



給与所得控除制度（給与収入に応じた給与所得控除）



（注）給与総額に対する給与所得控除総額の割合は、28.4%（61.4兆円÷216.6兆円）となっている（平成18年度予算ベース）。

給与所得者の特定支出控除（昭和63年分～）

(1) 制度の概要

給与所得者が特定支出をした場合において、その年中の特定支出の額の合計額が給与所得控除額を超えるときは、給与所得の金額は給与等の収入金額からその給与所得控除額及びその超える部分の金額を控除した残額とすることができる。

(2) 控除の対象となる特定支出の範囲（5項目）

項 目	内 容
○ 通勤費	通勤のために通常必要な運賃の額
○ 転任に伴う転居のための引越費用	転任に伴う転居のために通常必要な運賃、宿泊費及び家財の運送費の額
○ 研修費	職務の遂行に直接必要な技術又は知識を習得することを目的として受講する研修費
○ 資格取得費	職務に直接必要な資格を取得するための費用（弁護士、公認会計士、税理士等の資格取得費を除く。）
○ 単身赴任者の帰宅旅費	転任に伴い単身赴任をしている者の帰宅のための往復旅費（月4回を限度とする。）

(3) 適用手続

確定申告書に特定支出の額の支出に関する明細書や勤務先の証明書を添付するとともに、その額を証する領収証等の書類を添付し、又は提示する。

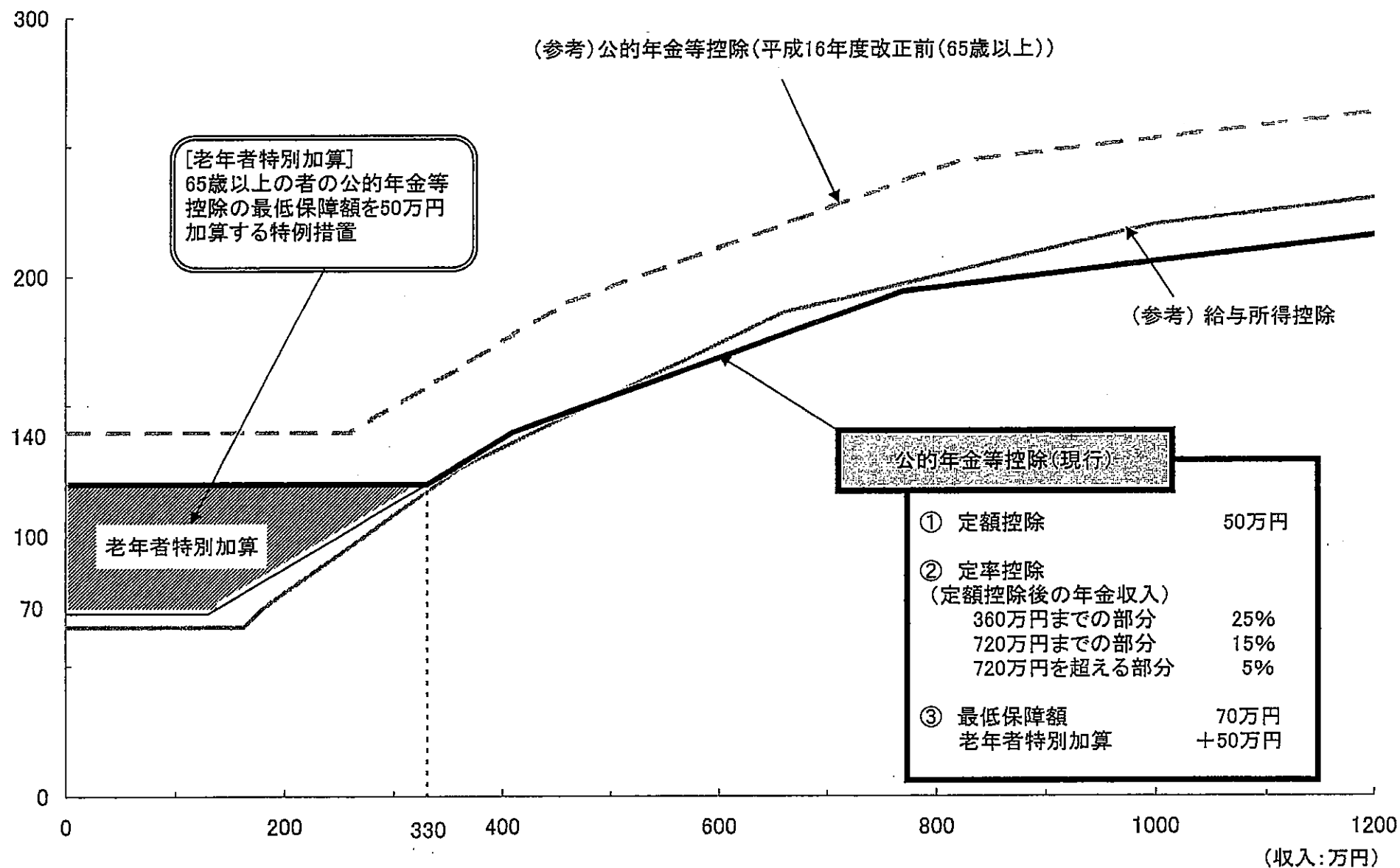
（注）特定支出控除の適用者数

（単位：件）

年分	昭63	平元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
申告者数	16	5	9	8	7	4	7	1	3	1	3	3	7	4	5	10	9

公 的 年 金 等 控 除

(控除額:万円)



年金受給者世帯と給与所得者世帯との所得税の課税最低限の状況

【 現 行 】

年金受給者世帯

- ・ 65歳以上の者が配偶者が老人控除配偶者に該当する場合
<216. 1万円>

公的年金等控除	社会 保険料 控 除	基 礎 控 除	配偶者 控 除
120万円	10.1 万円	38万円	48万円

- ・ 65歳以上の者が独身の場合
<162. 5万円>

公的年金等控除	社会 保険料 控 除	基 礎 控 除
120万円	4.5 万円	38万円

給与所得者世帯

- ・ 夫婦のみの給与所得者の場合
<156. 6万円>

給与所得控除	社会 保険料 控 除	基 礎 控 除	配偶者 控 除
65万円	15.6 万円	38万円	38万円

【 平成16年度改正前 】

<299. 8万円>

公的年金等控除	社会 保険料 控 除	基 礎 控 除	配偶者 控 除	老年者 控 除
149.9万円	13.8万円	38万円	48万円	50万円

<236. 3万円>

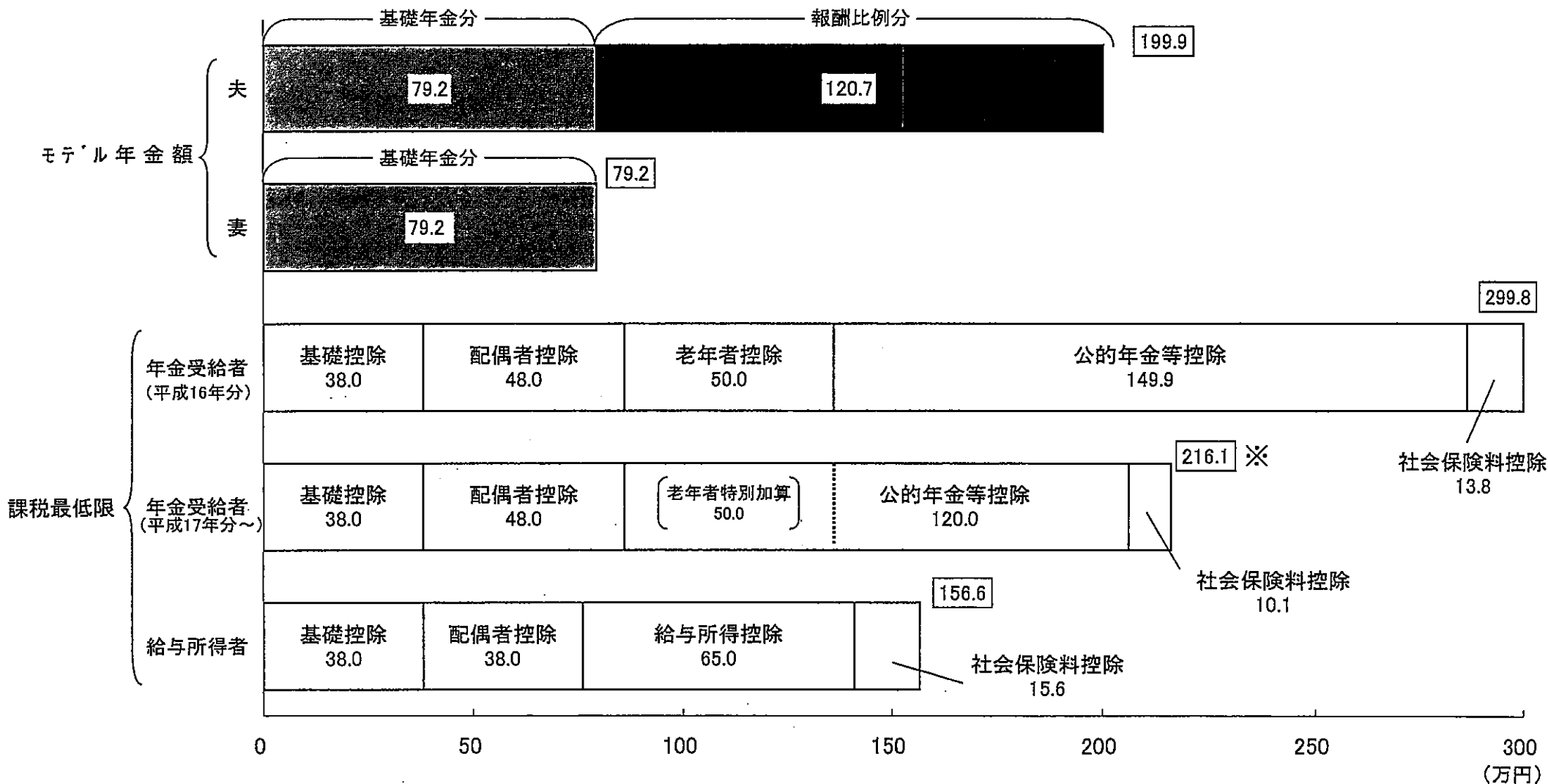
公的年金等控除	社会 保険料 控 除	基 礎 控 除	老年者 控 除
140万円	8.3 万円	38万円	50万円

<156. 6万円>

給与所得控除	社会 保険料 控 除	基 礎 控 除	配偶者 控 除
65万円	15.6 万円	38万円	38万円

(注) 平成16年度税制改正において、公的年金等控除の65歳以上の上乗せ措置及び老年者控除は廃止されている（平成17年分以後の所得税について適用）。42

モデル年金額と課税最低限

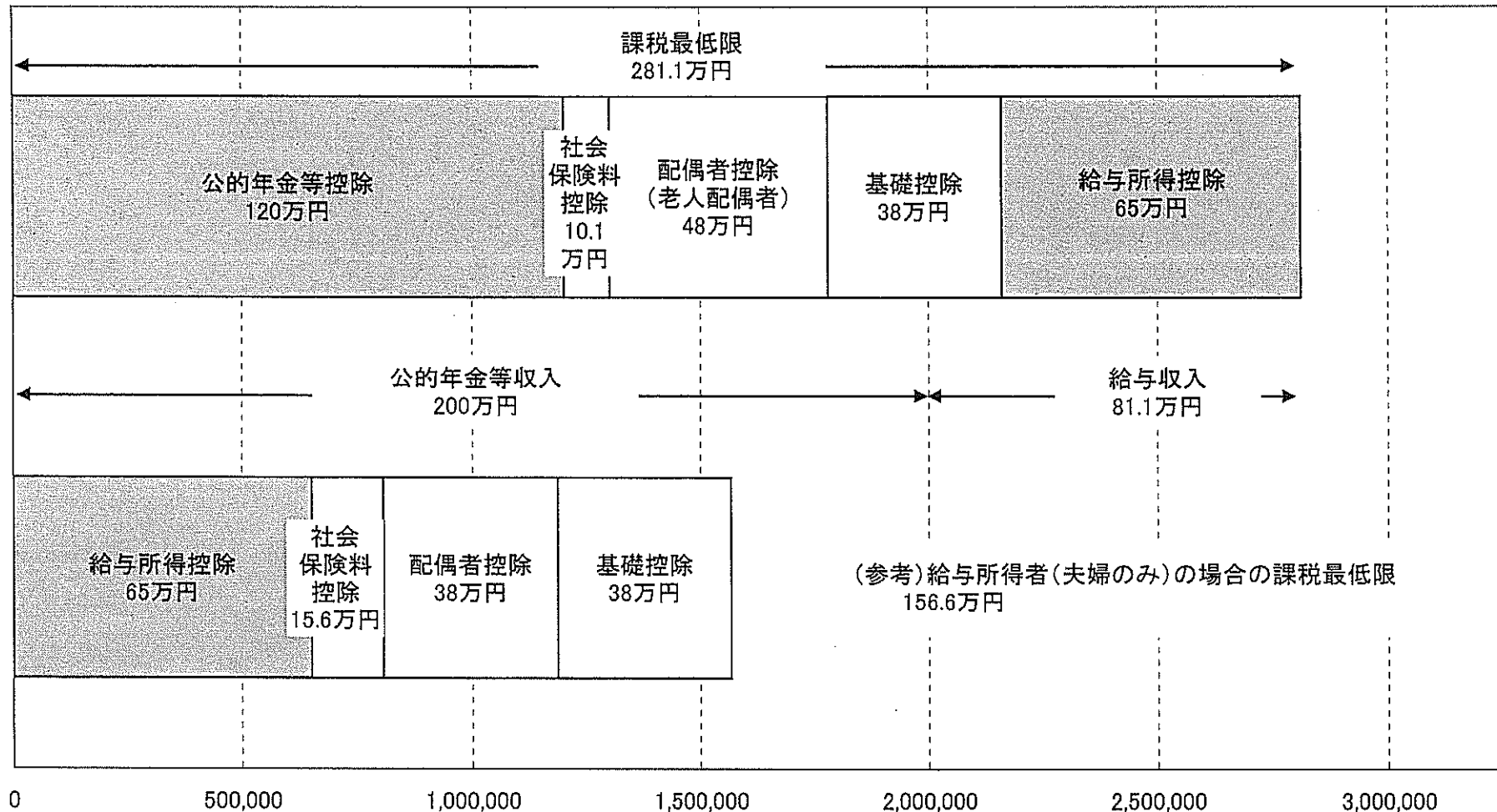


(注) 1.モデル年金額は、平均的な賃金で40年加入の場合のサラリーマン夫婦（妻は専業主婦）の受け取る年金額（18年度物価スライド実施後）である。
 2.年金受給者の課税最低限については、夫：65歳以上・妻：70歳以上の者として計算している。

※ 専業主婦の年金収入（モデル基礎年金79.2万円）を含めると、課税されない世帯収入は295万円となる。これと同額の給与所得者の所得税負担（税源移譲後）は4.2万円。

公的年金等受給者(65歳以上)が給与収入を得ている場合の課税最低限(イメージ)

<平成17年分～>



[老人控除配偶者に該当しない場合]

上記の課税最低限は、270.3万円(公的年金等収入200万円+給与収入70.3万円)となる。

(注) 公的年金等収入の200万円は仮置きである。

(参考) サラリーマンの標準的な年金額(夫婦のみ、40年加入、妻専業主婦)は次のとおり(18年度物価スライド実施後)

・本人	月額16.7万円(報酬比例分10.1万円+基礎年金分6.6万円) × 12月 = 199.9万円	} 計 279.1万円
・配偶者	月額 6.6万円(基礎年金分) × 12月 = 79.2万円	

「金融所得課税の一体化についての基本的考え方」の概要

(政府税調金融小委員会報告(平成16年6月15日))

金融所得課税の一体化の意義

- ・ 少子高齢化による貯蓄率の低下
 - ・ 家計金融資産に占める株式や株式投資信託の割合が低い
- ⇒ 「貯蓄から投資へ」の政策的要請
- } 家計金融資産の効率的活用が経済活力維持の鍵

税制についても、これまで行ってきた金融・証券税制の改革に引き続き、一般の個人の「投資」対象である上場株式や公募株式投資信託に対する投資利便性を高めるため、以下の観点から金融所得課税の一体化に取り組んでいくことが重要

- ・ 金融商品間の課税の中立性
- ・ 簡素で分かりやすい税制
- ・ 一般の個人の投資リスクの軽減

金融所得課税の一体化の具体的内容

I 課税方式の均衡化(20%分離課税)

金融商品や所得の種類毎に区々となっている課税方式を均衡化(20%分離課税化)

II 損益通算の範囲の拡大

- ・ 「貯蓄から投資へ」という政策的要請に応じて、申告による損益通算を認める範囲をできる限り広げていくことが適当
- ・ ただし、過去の含み益を譲渡時(実現時)にまとめて課税する譲渡所得と利子・配当など毎期課税される経常所得との税制上の性格の違いや税収への影響などに留意

「金融所得課税の一体化」への取り組み

「金融所得課税の一体化」とは

- ① 金融商品や所得の種類毎に区々となっている課税方式を均衡化(20%分離課税化)するとともに、
- ② 株式譲渡損失との申告による損益通算を認める範囲を一定の制限の下、金融所得全般に拡大していくことをいう。

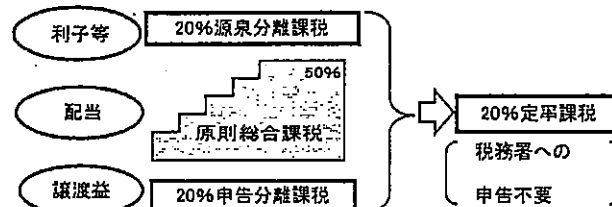
将来の「課税の一体化」に向けた措置

+

当面の優遇措置

預貯金並みの手軽さで株式投資ができる税制

○ 上場株式等の配当課税の軽減・簡素化【15年度改正】



○ 上場株式等の譲渡益課税(特定口座の改善・簡素化)【15年度改正】

- ・ 「みなし源泉分離」から「実額源泉分離」へ
- ・ 税務署への申告不要

○ 公募株式投資信託の課税【15年度改正】

- ・ 収益分配金・譲渡益を株式並み課税に
- ・ 償還(解約)損と株式譲渡益の通算を可能に

【16年度改正】(上場株式並み課税化)

- ・ 譲渡益に対する税率を20%(改正前:26%)に
- ・ 特定口座における管理を可能に
- ・ 損失の繰越しを可能に

○ 非上場株式の譲渡益課税の軽減

【16年度改正】

- ・ 譲渡益に対する税率を20%(改正前:26%)に

○ 株式の無価値化による損失の措置

【17年度改正】

- ・ 特定口座で管理されていた株式の無価値化による損失を譲渡損失とすることを可能に

【15年度改正】

- 上場株式等の配当
- 公募株式投資信託の収益分配金
- 上場株式等の譲渡益

【16年度改正】

- 公募株式投資信託の譲渡益

当面の優遇税率
10%

主な個人向け金融商品に対する課税方式[概要]

	所得の種類	課税方式		源泉徴収(税率)
大口以外の上場株式の配当 公募株式投資信託の収益分配金	配当所得	総合課税	(申告不要) ※	20(10) %
大口の上場株式の配当 非上場株式の配当			(国税のみ少額配当申告不要)	20% (国税のみ)
上場株式の譲渡益 公募株式投資信託の譲渡益	株式譲渡所得	申告分離課税	申告不要選択可(特定口座) ※	特定口座:20(10) % ※
非上場株式の譲渡益			—	—
預貯金の利子 公社債の利子 公社債投資信託の収益分配金	利子所得	源泉分離課税		20%
割引債の償還差益	雑所得	源泉分離課税		18%
公社債の譲渡益 公社債投資信託の譲渡益	非課税			

(注1)「源泉徴収(税率)」欄の「10%」は、配当については平成19年度末、譲渡益については平成19年末まで適用される優遇税率。

(注2)「※」印のあるものは、「金融所得課税の一体化」への取り組みとして、これまでの税制改正において整備されたもの。

金融・証券税制の見直し(全体像)

	15.1	16.1	20.1	
上場株式等の譲渡益	源泉分離課税 or 申告分離課税(26%)	10% { 所得税:7%の源泉徴収 (申告不要) (注) 住民税:3%の賦課決定	10%の源泉徴収(申告不要) (所得税:7%、住民税:3%)	20%の源泉徴収(申告不要) (所得税:15%、住民税5%)
※ 15年1月以降は特定口座(源泉徴収口座)を利用				
(注) 15年1~3月は15%で源泉徴収した上で年末調整を行う				
	15.4	16.1	20.4	
上場株式等の配当 (大口以外)	原則総合課税	10%の源泉徴収(申告不要) (所得税:10%、住民税:非課税)	10%の源泉徴収(申告不要) (所得税:7%、住民税:3%)	20%の源泉徴収(申告不要) (所得税:15%、住民税5%)
(注) 総合課税(配当控除適用)の選択可				
	16.1		20.4	
公募 株式投資信託	20%の源泉分離課税 (所得税:15%、住民税:5%)		10%の源泉徴収(申告不要) (所得税:7%、住民税:3%)	20%の源泉徴収(申告不要) (所得税:15%、住民税5%)
<償還(解約)損の通算不可>			償還(解約)損と株式譲渡益との通算可	

(注) 16年1月以降は総合課税(配当控除適用)の選択可

退職所得の課税方式

他の所得と区分して次により分離課税

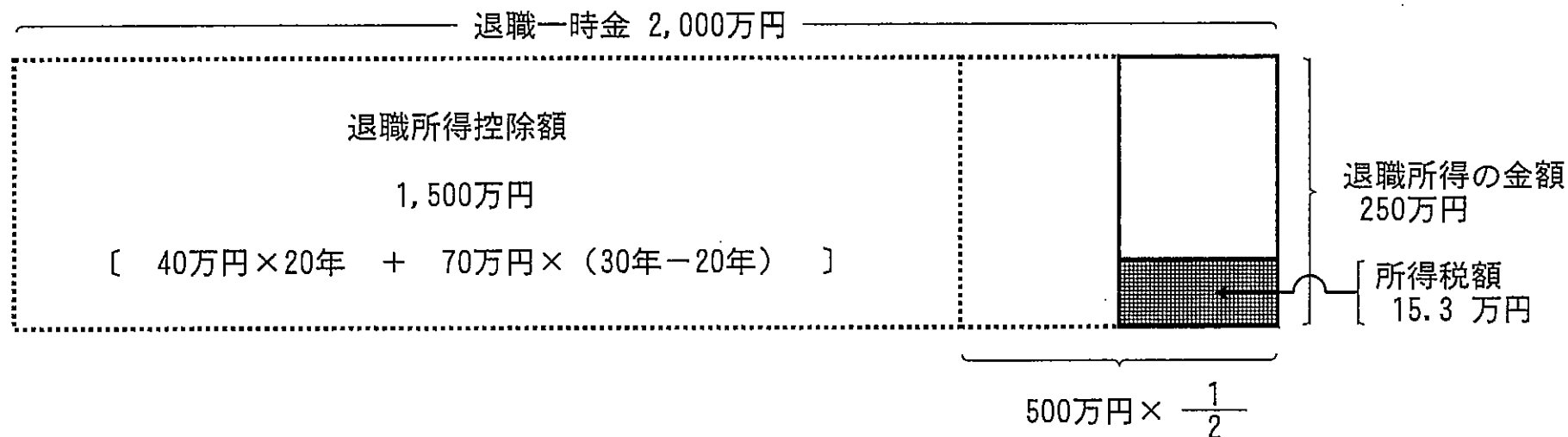
$$(\text{収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times \frac{1}{2} = \text{退職所得の金額}$$

勤続年数20年まで 1年につき40万円 勤続年数20年超 1年につき70万円

$$\text{退職所得の金額} \times \text{税率} = \text{所得税額}$$

課税所得金額	税率（税源移譲後）
195万円以下	5%
330 "	10%
695 "	20%
900 "	23%
1,800 "	33%
1,800万円超	40%

（例）勤続年数 30 年の場合



譲渡所得の課税の概要

			譲 渡 益	譲 渡 損	
				損 益 通 算	損失の繰越控除
譲渡所得	株式等	上場株式等	申告分離課税 譲渡所得×20%(所15%、住5%) ↓ ＜平成15年～19年＞ 10%(所7%、住3%)	同一年分の他の所得との通算不可	翌年以後3年間にわたり、株式等に係る譲渡所得等の金額からの繰越控除可
		上記以外	申告分離課税 〔 譲渡所得×20%(所15%、住5%) 〕		損失の繰越控除不可
	土地等・建物等 (所有期間5年超) (注1)		申告分離課税 〔 譲渡所得×20%(所15%、住5%) 〕	同一年分の他の所得との通算不可	損失の繰越控除不可 (注2)
	その他の資産 (注3)		総 合 課 税 ＜短期＞ 譲渡所得 ＜長期＞ (譲渡所得×1/2) 〕 × 累進税率	同一年分の他の所得との通算可	損失の繰越控除不可 (注4)

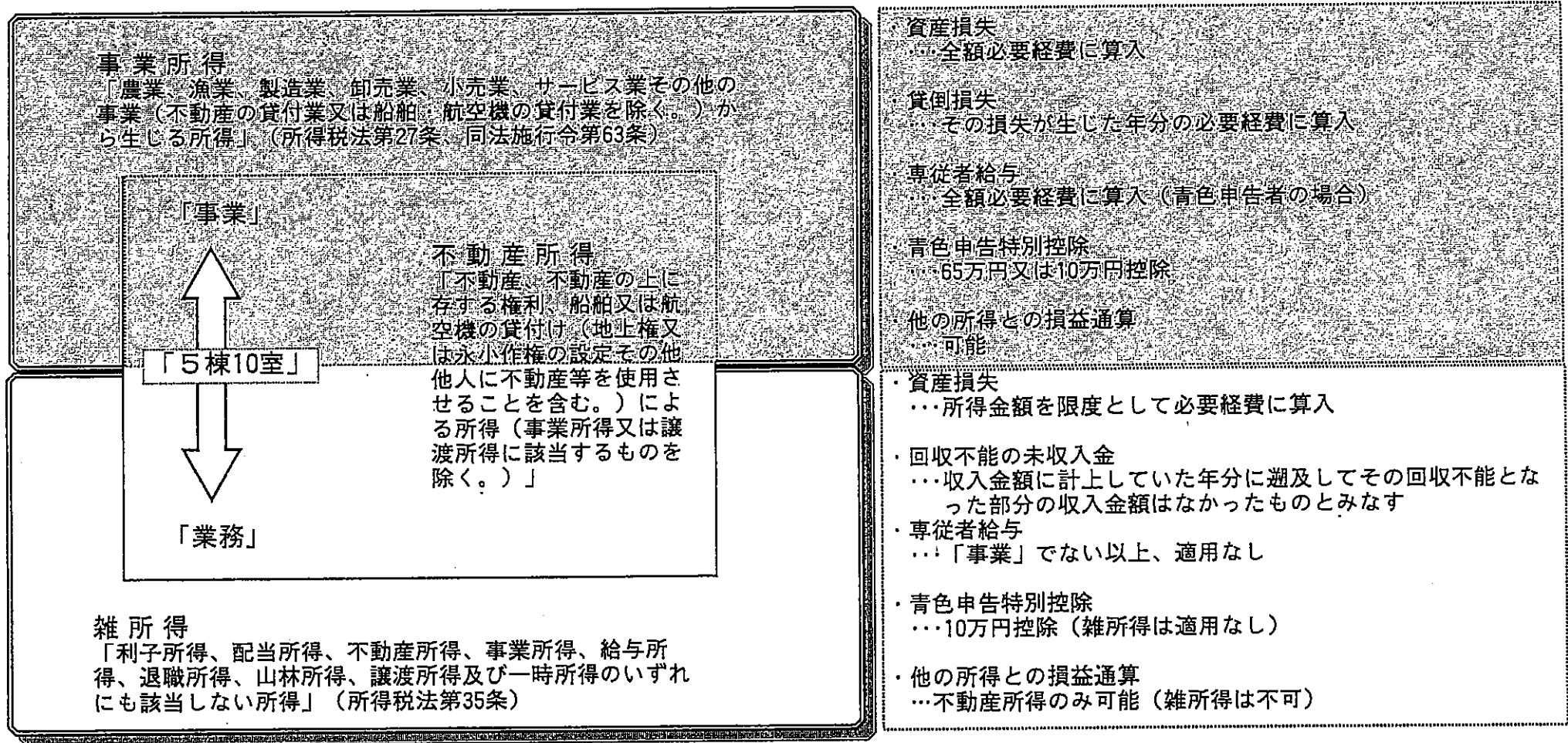
(注1) 土地等・建物等(所有期間5年以内)の譲渡益に対する課税は、譲渡所得×39%(所30%、住9%)の税額による申告分離課税であり、譲渡損については、損益通算・繰越控除が不可とされている。

(注2) 一定の居住用財産の譲渡損失等については、3年間の繰越控除が可能とされている。

(注2) その他資産の「長期」とはその資産の取得の日以後5年を超えて行われる譲渡を指し、「短期」とはその資産の取得の日以後5年以内に行われる譲渡を指す。

(注4) 青色申告者の場合は、一定の要件の下、3年間の繰越控除が可能とされている。

不動産所得について



（参考）不動産所得の沿革

昭和15年 不動産所得(区分)の設定

昭和22年 不動産所得(区分)の廃止（背景：同居親族の所得の全面的な合算制度の導入）

昭和25年 不動産所得(区分)の再定義（背景：資産所得の合算課税制度の導入）

（注）平成元年に資産所得の合算課税制度は廃止

一時所得の概要

- 所法34条1項 一時所得とは、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得及び譲渡所得以外の所得のうち、営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の一時の所得で労務その他の役務又は資産の譲渡の対価としての性質を有しないものをいう。

< 一時所得の例 >

- ・ 懸賞の賞金品、福引の当選金品
- ・ 競馬の馬券の払戻金、競輪の車券の払戻金
- ・ 生命保険契約等に基づく一時金、損害保険契約に基づく満期返戻金
- ・ 遺失物拾得者又は埋蔵物発見者が受ける報労金
- ・ 遺失物の拾得又は埋蔵物の発見により新たに所有権を取得する資産 等

< 一時所得の計算方法 >

総収入金額 － 〔収入を得るために支出した金額〕 － 特別控除額
(通常は50万円)

※総所得金額を計算する場合には、一時所得の金額は、
その1/2に相当する金額が他の所得の金額と総合される。

雑所得の概要

- 所法35条1項 雑所得とは、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得及び一時所得のいずれにも該当しない所得をいう。
- 2項 雑所得の金額は、次の各号に掲げる金額の合計額とする。
- 一 その年中の公的年金等の収入金額から公的年金等控除額を控除した残額
 - 二 その年中の雑所得(公的年金等に係るものを除く。)に係る収入金額から必要経費を控除した金額

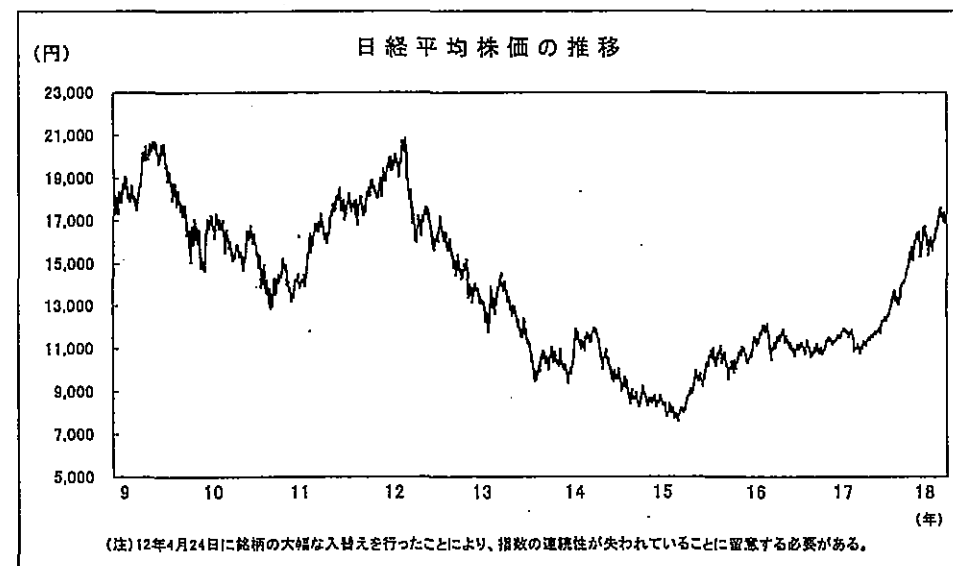
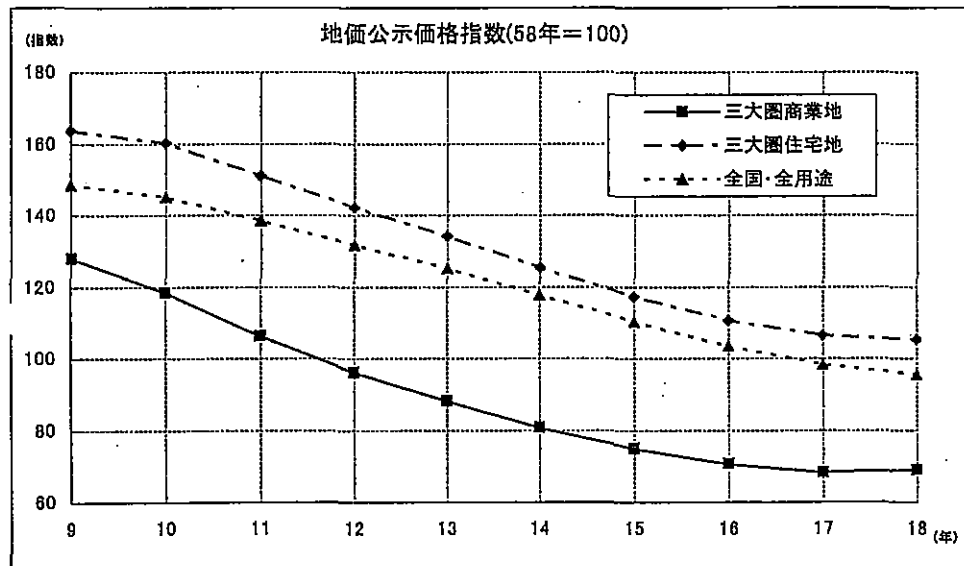
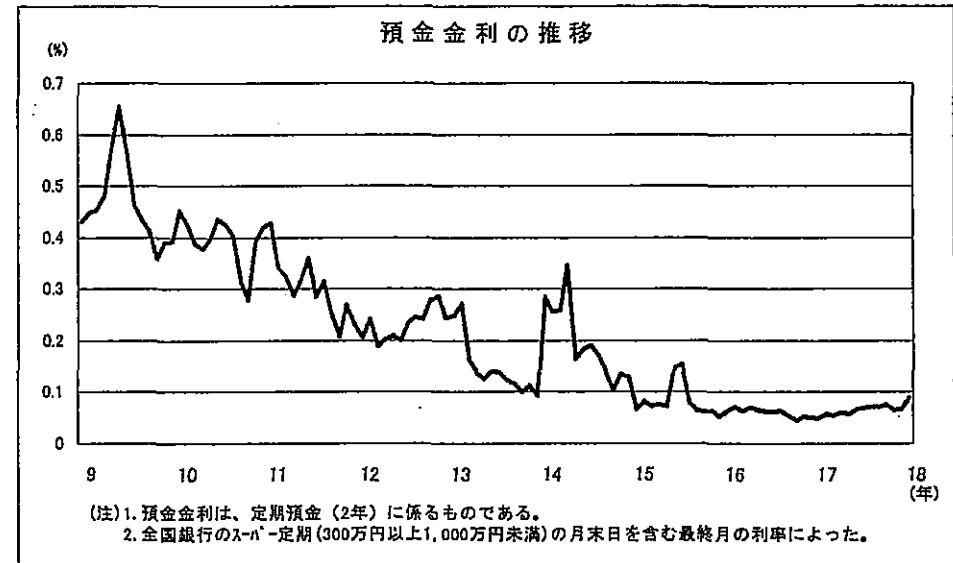
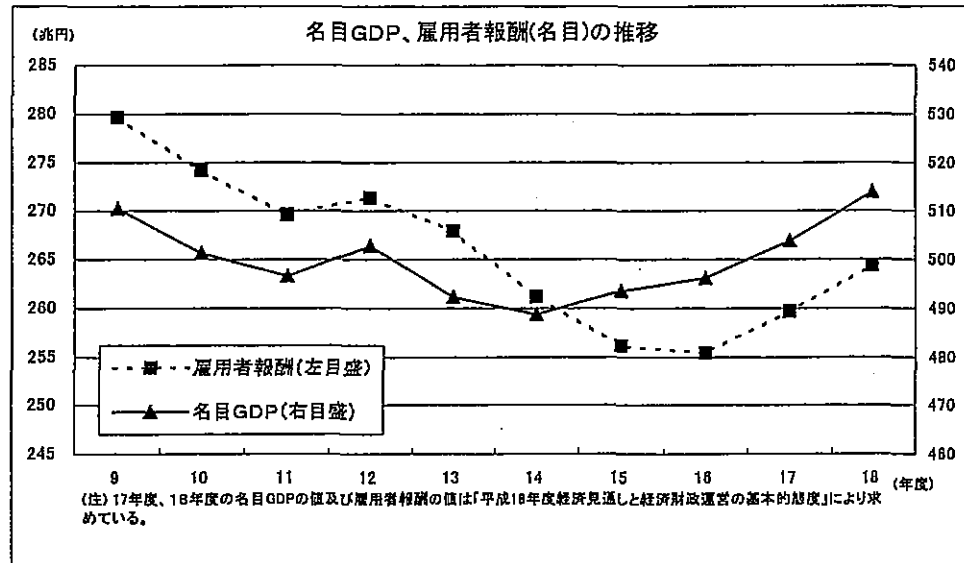
< 公的年金等以外の雑所得の例 >

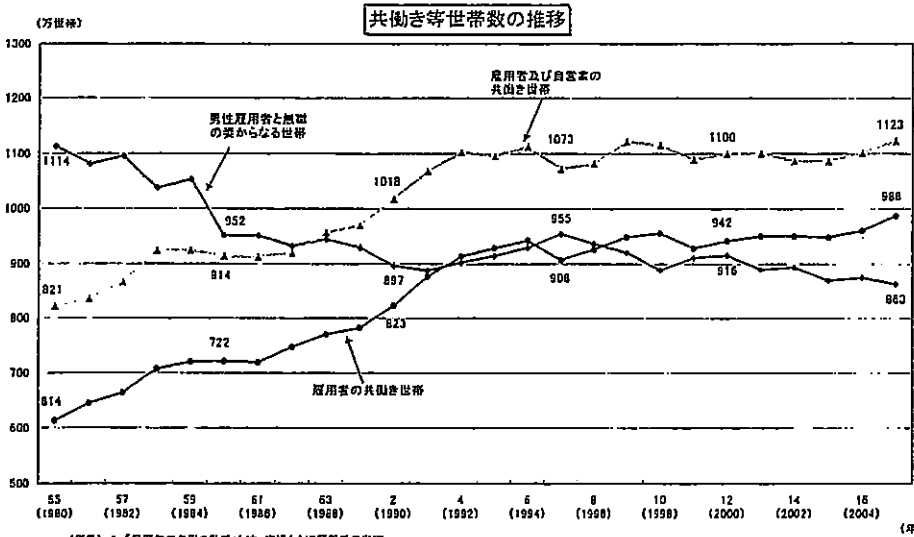
- ・ 利付債の償還差益又は発行差金
- ・ 生命保険契約・損害保険契約に基づく年金
- ・ 法人の株主等が当該法人から受ける経済的な利益で配当所得とされないもの
- ・ 原稿料・講演料

< 分離課税とされている雑所得 >

- ・ 定期積金及び相互掛金の給付補てん金
- ・ 外貨建定期預金(為替先物予約あり)の為替差益
- ・ 割引債の償還差益
- ・ 先物取引(商品先物、有価証券先物、金融先物)に係る所得

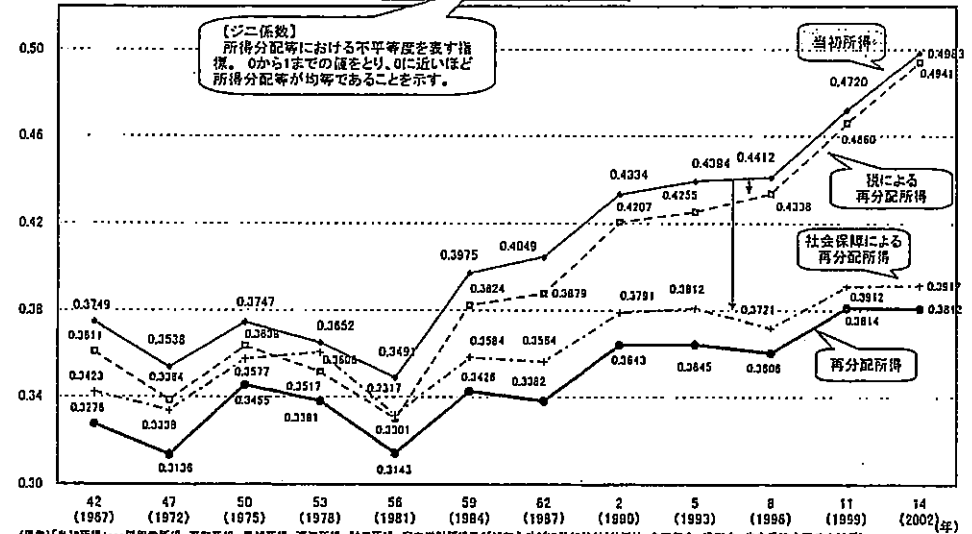
(参考)主な指標



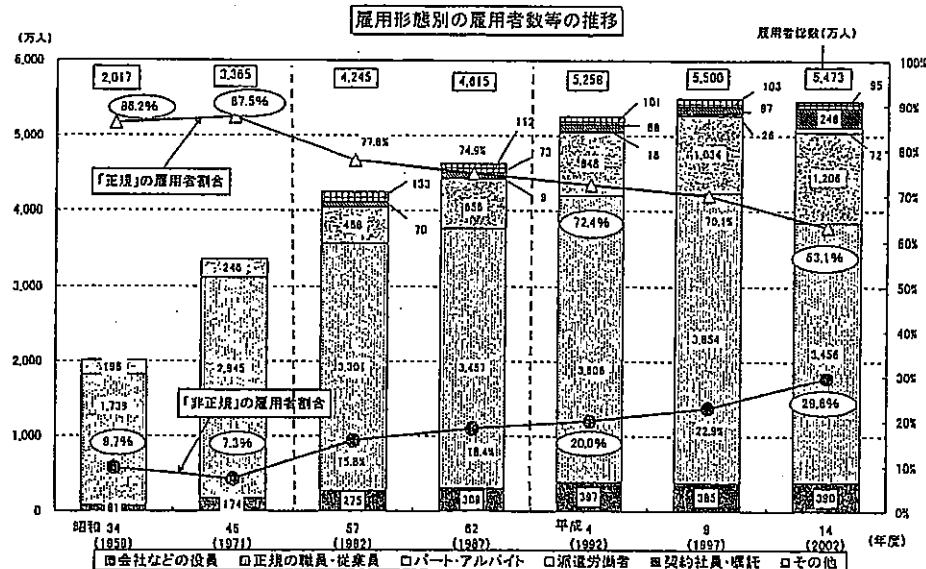


(備考) 1. 「雇用者の共働き世帯」とは、世帯主と共働き者の世帯。
 2. 「男性雇用者との共働き世帯」とは、夫が雇用者で、妻が非専業主婦(専業主婦人口及び完全失業率)の世帯。
 3. 「雇用者及び自営業主の共働き世帯」とは、夫が雇用者又は自営業主・内職家で、妻が雇用者又は自営業主・内職家の世帯。
 4. 就業率から自営業主及び自営業主は除いた。
 (出所) 「労働力調査」(総務省)により作成。

所得のジニ係数の推移

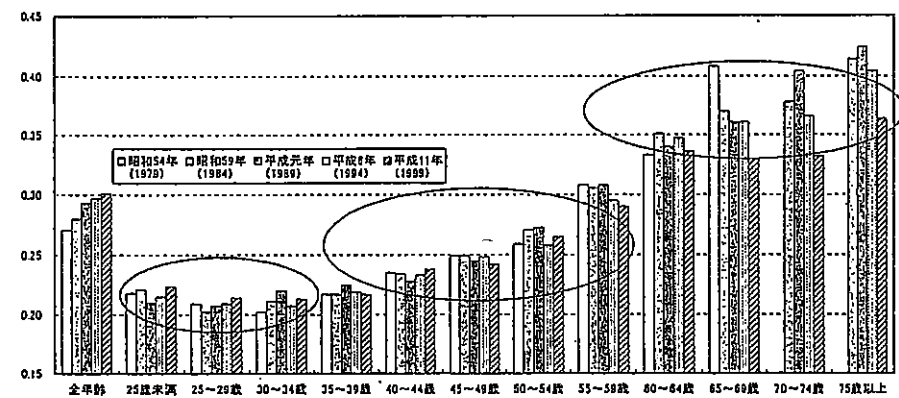


(備考) 「当所得」…雇用者所得、事業所得、雑所得、遺産所得、財産所得、家内労働所得及び雑収入並びに基約給付(仕送り、企業年金、退職金、生命保険金等の全額)の合計額、全般的年金(国民年金、厚生年金)の合計額。
 「税による再分配所得」…当所得から税金(所得税、住民税、固定資産税(事業上のものを除く)及び自動車税・軽自動車税(事業上のものを除く))をひいたもの。
 「社会保障による再分配所得」…当所得に国民年金、社会保険料金を加え、社会保険料金をひいたもの。
 「再分配所得」…社会保障による再分配所得から税金をひいたもの。
 なお、所得は世帯単位のもの。
 (出所) 厚生労働省「所得再分配調査」(1972年以降3年に1回実施)。

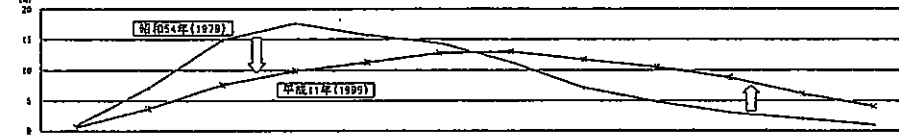


(備考) 昭和55(1980)年及び昭和57(1982)年の統計では、「その他」の項目の中に「派遣労働者」及び「契約社員・嘱託」の項目の数が含まれている。
 また、1971年の統計では、「正規の職員・従業員」の項目には「非常勤」の数を、「パート・アルバイト」の項目には「臨時雇」及び「日雇」の数を合計を載せている。
 ・「正規」の雇用者割合＝正規の職員・従業員／雇用者総数(%)
 ・「非正規」の雇用者割合＝パート・アルバイト・派遣労働者＋契約社員・嘱託＋その他／雇用者総数(%)
 (出所) 総務省「就業構造基本調査」(毎年10月1日の調査)

収入のジニ係数の推移(世帯主年齢階級別)



(参考) 世帯主の年齢階級別世帯分布



(備考) 対象が「二人以上の一般世帯(世帯主としており、年収収入が少くないワーキング・ファミリー世帯)の世帯」であり、収入には、社会保険料が含まれている。
 昭和54(1979)年は、「65歳以上」の項目として示されている。なお、世帯分布のグラフにおいては、減少していくものと仮定している。
 (出所) 総務省「全国世帯調査」(総務省)